

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

一 独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の廃止

独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令を廃止するものとする事。  
(第一条関係)

二 国家公務員退職手当法施行令の一部改正

国立研究開発法人海上技術安全研究所等の職員としての在職期間を国の職員としての基礎在職期間とする等の措置を講ずるものとする事。  
(第八条関係)

三 その他関係政令の規定の整備を行うものとする事。

## 第二 経過措置

一 国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練

所（以下「港湾空港技術研究所等」という。）の有する資産のうち国が承継する資産の範囲等を定めるものとする事。

（第二十四条関係）

二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人海技教育機構（以下「海上・港湾・航空技術研究所等」という。）が行う積立金の処分に関する経過措置を定めるものとする事。

（第二十五条から第二十七条まで関係）

三 港湾空港技術研究所等が解散したときの解散の登記について定めるものとする事。

（第二十八条関係）

四 海上・港湾・航空技術研究所等が承継する資産の評価に関し評価委員の任命その他必要な事項を定めるものとする事。

（第二十九条及び第三十条関係）

五 海上・港湾・航空技術研究所等に係る国有財産の無償使用について必要な事項を定めるものとする事。

（第三十一条及び第三十二条関係）

六 港湾空港技術研究所等の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めるものとする事。

（第三十三条及び第三十四条関係）

### 第三 附則

一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第二の四の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項及び第三項関係)